

活用しよう 『日本型直接支払制度』

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、それを支える地域活動や農業生産活動の継続、環境保全に効果の高い営農活動の実施に向け、平成26年度に多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払を統合して、日本型直接支払制度が創設されました。

さらに、平成27年4月には、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律が施行され

たことから、日本型直接支払制度は、この法律に基づく安定的な制度となりました。また、法制化により、同一活動組織で3支払全てに取り組みやすい制度となりました。今回は、その日本型直接支払制度の取組について紹介します。



多面的機能支払	
(1) 農地維持支払	支援対象：共同で取り組む農地法面の草刈り、水路の泥上げ、砂利補充など
(2) 資源向上支払	① 共同活動 支援対象：共同で取り組む道水路等の軽微な補修、植栽活動など
	② 長寿命化 支援対象：共同で取り組む道水路等の補修・更新など
中山間地域等直接支払	
支援対象：急傾斜地（田1/20以上、畑・草地・採草放牧地15°以上）など、生産条件の不利な農地で農業生産活動等を行う場合など	
環境保全型農業直接支払	
支援対象：化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合など	

1 多面的機能支払

多面的機能支払は、地域が共同で取り組む農地や水路、農道などを保全する活動等を支援する制度です。

平成27年度における県内の取組面積は、平成26年度から6千ha増加し、約7万haの見込みであり、毎年増加しています。

一方、現在多面的機能支払に取り組んでいない集落を対象として聞き取りを行ったところ、聞いたことはあるが、具体的にどんな活動をするのか、事務は大変なのか、制度を詳しく知りたいといった声がありました。

そこで、実際にどのような取組が行われているか、紹介します。

● 農地維持支払のみの取組

共同で取り組む農地法面の草刈、水路の泥上げなど、皆さんが普段行っている活動が農地維持支払の対象となります。

● 事務負担の軽減

活動計画書の作成や実績報告の取りまとめを、土地改良区や

NPO法人等に委託し、負担軽減を図ることが出来ます。

● 鳥獣被害防止活動

県内でも増加している鳥獣被害を防止するため、電気牧柵の設置が出来ます（写真1）。また、鳥獣の餌となる農作物残さの除去を行うことが出来ます。

個人では農地を守っていくことが困難になっている今、地域の共同活動によって農地を守るため、多面的機能支払に取り組んでみてはいかがでしょうか。

内容について詳しく聞きたい、事務手続きが分からない等お困りの場合は、お住まいの市町村または、岩手県、岩手県多面的機能支払推進協議会が支援します。お気軽にお問い合わせください。



（写真1：電気牧柵の設置作業状況）

●お問い合わせ

岩手県農林水産部農村建設課 Tel 019-629-5666 岩手県多面的機能支払推進協議会 Tel 019-631-3207

2 中山間地域等直接支払

中山間地域等直接支払は、農業生産条件が不利な中山間地域等で、農家の方々が、農用地を維持・管理していくための協定を締結し、それに基づく取組を5年間以上継続する場合に、面積に応じて一定額が交付されるもので、平成27年度から第4期対策（期間：H27～31年度）が始まっています。

第4期対策からは、次の加算措置が拡充・新設されています。

[表1：交付単価（体制整備単価の例）]

地目	区分	受付単価（円/10a）
田	急傾斜（1/20以上）	21,000
	緩傾斜（1/100以上）	8,000
畑	急傾斜（1/15°以上）	11,500
	緩傾斜（8°以上）	3,500

●**集落連携・機能維持加算**：複数の集落が連携して農業生産活動等の体制づくりに取組む場合に加算。
（交付単価の例：地目にかかわらず3,000円/10a）

●**超急傾斜農地保安全管理加算**：超急傾斜地の農用地の保全・管理する場合に加算。
（交付単価の例：田・畑6,000円/10a）



（写真：中山間地域等直接支払を活用して共同で暗渠を設置している様子）

●お問い合わせ
岩手県農林水産部農業振興課 Tel 019-629-5647

（平成27年度の取組状況）
平成27年度、県内では、1,163協定、23,751haの農地で中山間地域等直接支払の取組が行われる見込みとなっております。

中山間地域等直接支払交付金は協定参加者の合意により、農地の維持・管理だけでなく、幅広い用途に活用できます。

中山間地域等直接支払を有効に活用し、集落ぐるみで、農業生産活動を維持しながら、地域の環境保全や伝統文化の継承など集落の活性化に取り組んでみてはいかがでしょうか。詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

3 環境保全型農業直接支払

環境保全型農業直接支払では、地域に生息する生物の保護や、有機質資源を活用した土づくりなど、環境にやさしい営農活動に対する支援が受けられます。

今回は、岩手県で平成27年度から新たに支援対象となった、次の取組を紹介します。

① **IPMと組み合わせた畦畔除草及び秋耕の実施**

② **IPMと組み合わせた畦畔除草及び長期中干し**

③ **IPMと組み合わせた交信攪乱剤による害虫防除**

IPM：発生予察情報に基づき、耕種的防除等様々な防除法により、病虫害の発生を低いレベルに抑制する管理手法。

岩手県では、環境にやさしい営農活動を応援します。本制度を活用して、多様な生き物を育む豊かな里山里山や農村環境づくりに取り組んではいかがでしょうか。

環境にやさしいPoint 1 “IPM”

IPMに取り組むことで、化学農薬の使用が減り、生態系が有する本来の病害虫抑制機能が発揮されるとともに、トンボやホタルなどの生物を保護できます。



環境にやさしいPoint 2 “畦畔除草”

除草剤を使用せず、刈払い機等により畦畔除草することで、繁殖力の弱い草種等を保護できます。

環境にやさしいPoint 3 “長期中干し”

水稻の生育中期に14日間以上の中干しを行うことで、温室効果ガス「メタン」の発生を抑制できます。

環境にやさしいPoint 4 “交信攪乱剤”

性フェロモンの拡散で、交尾が阻害され、害虫の増殖を困難にします。殺虫剤の削減により、マメコバチなどの訪花昆虫や天敵などの生物を保護できます。



～平成27年度の取組状況～

取組	申請面積	主な取組地域
①	843ha	奥州・金ヶ崎
②	1,714ha	花巻・奥州
③	130ha	盛岡

●お問い合わせ
岩手県農林水産部農業普及技術課 Tel 019-629-5652